

埼玉県公安委員会告示第59号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定により、次のとおり技能検定員審査等を実施する。

令和7年3月25日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

令和7年4月26日（土）

イ 技能審査

令和7年5月10日（土）及び5月13日（火）から5月16日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

令和7年5月20日（火）から5月23日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

令和7年4月1日（火）から4月15日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の各日
午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、原則としてキャッシュレス決済の方法により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線242）